

広島県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十七年広島県告示第千二百三十号で認可した東城都市計画下水道事業東城公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

庄原市

二 都市計画事業の種類及び名称

東城都市計画下水道事業東城公共下水道

三 事業施行期間

平成八年十二月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十七年広島県告示第千二百三十号の事業地から、庄原市東城町川東字御子谷を削除し、同事業地のうち、庄原市東城町川西字友末、字榎ヶ坪、字陰地、字宮平、字比奈、川東字日向、字上日向、字撰谷、久代字土師田において事業地を変更する。